一般社団法人　交通工学研究会　受託規定

（目的）

第１条 交通工学研究会が外部からの受託によって、調査、研究、試験等の業務（以下「受託研究」という。）を実施する場合の基本的事項を定め、業務の適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（受託の諾否）

第２条 受託研究の受注の諾否は、研究委員会の審議を経たのちに会長の承認を得ることとする。また、理事会に報告するものとする。

（契約）

第３条 受託研究を受託したときは、契約書を作成し、委託者、受託者おのおのその１通を保有するものとする。

２．契約書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 受託研究の名称
(2) 受託研究の目的および細目
(3) 受託研究の実施期間
(4) 受託研究に要する予定経費
(5) 前号の経費の支払条件および清算に関する事項
(6) 契約の変更に関する事項
(7) 成果品に関する事項
(8) その他必要と認める事項

（委員会）

第４条 本会は、受託研究を処理するため、必要に応じて、研究に必要な組織を設けることができる。

（見積書等の提出）

第５条 受託研究の契約に先立ち、見積書等の受託金額に係る書類を提出する必要がある場合は、事前に、会長の承認を得ることとする。

２．見積りの積算は、次の方法により行う。

(1)交通工学研究会の「受託研究積算基準」に基づき算定する方法
(2)委託者の指示による方法

（成果）

第６条 受託研究が完了したとき、または中間において必要が生じたときは、成果を発注者に提出するものとする。

２．成果は、公開が可能な場合は、委託者と協議のうえ、公表することができる。

（前納金）

第７条 受注金額の納付は、原則として一括または分割、前納とする。

２ 契約方式により、後納とすることができる。

（清算）

第８条 受託研究が完了し、第６条による成果を提出したときは、すみやかに受注金額の清算を行うものとする。

（帳簿）

第９条 交通工学研究会は、受託研究ごとに帳簿を備え付け、受託、契約等の年月日および受託金額出納の年月日、金額、その他必要事項を記録するものとする。

（規程の変更）

第 10 条 この規程の変更は、理事会において行う。

2021年 4月1日　　改定